

事務事業総点検について

1 趣 旨

本市が実施する事務事業について、その成果を継続的に点検することにより、効果的かつ効率的な行財政運営を推進し、もって市政に関する透明性の確保及び市民サービスの向上を図る。

2 目 的

- (1)市民満足度の高い成果志向の行財政運営を実現すること。
- (2)経営資源の効果的な活用及び適正な配分をすること。
- (3)市政に関する透明性を確保すること。
- (4)職員の意識を改革し、政策形成能力を向上させること。

3 対 象

原則、市が実施する予算を伴う全事務事業を対象とする。(ただし、次に掲げる経費に係る事務事業は対象外。)
＜対象外＞

- (1)職員人件費(市議会の議員及び市の行政委員会の委員に対する報酬を含む。)、手当、保険料等
- (2)他会計への繰出金(負担金及び補助金を含む。)
- (3)元金償還金及び利子
- (4)予備費
- (5)災害復旧事業費
- (6)行政事務全体の執行のための管理的経費(特定の事務事業に係る経費ではない、消耗品費や旅費等)
- (7)前各号に掲げるもののほか、事務事業総点検に適さないものとして市長が認めるもの(基金積立金等)

4 評価方法

所管課による1次評価に加え、庁内で組織する内部評価専門委員会による2次評価を行う。

(1)1次評価

市が実施する様々な事務事業(一部除外対象事業)について、目的・内容・投入コスト・活動指標・成果指標を明確にした上で、総合的な観点から自己評価(所管課による内部評価)を行う。

(2)2次評価

内部評価専門委員会(内部職員で組織)により、1次評価の対象となった事業に対し他者評価を行う。